

「ちゃいんど発達ミュージックセラピスト」資格認定講座

※ちゃいんど発達ミュージックセラピスト初級・上級講座の両方を修了した者のみが受講可能です

1. 講座名

「ちゃいんど発達ミュージックセラピスト」資格認定講座

講師：池田 信子（日本音楽療法学会認定音楽療法士・社会福祉士）

2. 講座のねらい

ちゃいんど発達ミュージックセラピストの養成

- ・子どもの発達を理解し、さらに、障がいのある子どもの発達特性に対する正しい理解をした上で、音楽を用いた支援者の総合育成
- ・幼稚園、保育所、子育て支援現場等で、子どもの成長発達に寄与できる援助技術を身につける
- ・具体的な支援計画を立てることができるようにする

3. 講座概要 及び学習分野

- (1) 家庭教育、子ども支援の専門知識の習得と、音楽を用いたセラピーの援助技術を習得
- (2) こどもの成長発達に寄与できる専門職としての資質を身につける

学習教育分野：「音楽療法」「子どもの心理」「発達特性の理解」「カウンセリング」

4. 学習内容 1コマ(90分)×5コマ 19:15～20:45

らるご総合教育スクール 豊橋市佐藤1丁目14-16花ヶ崎ガーデンプレイス2階

| 回数(数) | コマ | 授業のタイトル・内容 | 日程 |
|-------|----|----------------------|----------------|
| ■第1回目 | 1 | 音楽療法のアセスメント・プログラムの作成 | 2021年12月18日(土) |
| ■第2回目 | 2 | 音楽療法の理論と実践① | 2022年 1月15日(土) |
| ■第3回目 | 3 | 音楽療法の理論と実践② | 2022年 2月19日(土) |
| ■第4回目 | 4 | 音楽療法の理論と実践③ | 2022年 3月 5日(土) |
| ■第5回目 | 5 | まとめ・テスト | 2022年 3月19日(土) |

5. ちゃいんど発達ミュージックセラピスト資格取得要件

1) 資格認定

- ①ちゃいんど発達ミュージックセラピスト初・上級講座を修了し、音楽療法の理論や実践の基礎理解ができていること
- ②ちゃいんど発達ミュージックセラピスト講座修了者のうち、認定を希望するもの
- ③申請に関する条件を承認し、認定資格登録料金 5,000 円を支払うこと
- ④特定非営利活動法人らるご子ども教育研究所会員であること（年会費 1,200 円・毎年4月に支払い）

2) 認定要件

- ①7割の出席かつ、試験を受け合格した者
- ②講座内での課題の全提出
- ③専門職としての取得資格の提示（民間発行の取得資格も含む）
- ④子育て支援、教育、保育等の人や福祉に関わる現場での実働3時間以上(日を分けること可、ボランティア含む)
- ⑤特定非営利活動法人らるご子ども教育研究所会員であること

*上記の資格維持のため、資格要件を遵守すること

6. 受講にかかる費用

- 1) ちゃいんど発達ミュージックセラピスト養成講座受講費 10,000円
※受講料に加え、テキスト代(コピー代金含む) 1,000円が別途必要
- 2) 資格取得を目指さない受講(履修)…1 講座 3,000円
- 3) 講座終了後、資格申請料として 5,000円が必要
- 4) 資格取得、取得無しの条件に関わらず、年会費を納入する

受講費等は指定の口座より引き落としさせていただきます

7. 申込

受講をご希望の方は、E-mailでお申込みください。

E-mail: largo.child3@gmail.com

*件名に「ちゃいんど発達ミュージックセラピスト」とお書きください。

8. その他

- 1) 5年後に取得資格の更新を要す(1回のみ)
- 2) 本講座は、寄付金の募集、宗教活動、政治活動を助ける 販売商品及び行為は一切行わない。

【資格更新規則】 年間費や更新手数料などは指定の口座より引き落としさせていただきます

第1条 この規定は、NPO法人らるご子ども教育研究所(以下本会という)の認定するNPO法人らるご子ども教育研究所「ちゃいんど発達ミュージックセラピスト」資格更新について定める。

第2条 更新には、資格認定を得た後も本会の会員を引き続き継続していることを必要とする。(年会費)

第3条 NPO法人らるご子ども教育研究所 ちゃいんど発達ミュージックセラピストは、その資格認定を得た年度より5年目の更新申請日までに、資格更新の手続きをおこなわなければならない(1回更新後は永久保持できる)。

第4条 NPO法人らるご子ども教育研究所 ちゃいんど発達ミュージックセラピストは、第3条に定める期間の経過後は、永久保持資格とする(年会費を収めた者のみ)。

第5条 資格更新には以下の活動を全て満たすことを条件とし、その活動を書面の提出をもって証明しなければならない。

- (1) 本会が主催する研修会への参加
- (2) ちゃいんど発達ミュージックセラピスト資格を活用した活動報告書の提出

第6条 資格更新には第5条で定める手続きに加え、更新手数料 5,000円を本会に支払うこととする。

第7条 定められた期日までに資格更新のため所定の手続きが行われない場合は、NPO法人らるご子ども教育研究所 ちゃいんど発達ミュージックセラピストの資格を放棄したものとみなされる。

附則 この規則は2020年4月1日より施行する。